

学校法人千葉学園コンプライアンス行動規範

2025年3月26日 制定

学校法人千葉学園（以下、「学園」）は、大学創設者・遠藤隆吉が掲げた「高い倫理観を持つ社会のリーダー（治道家）の育成」という建学の精神、そして高校創立者・森志久馬の「将来社会の要請に応えうる人間形成」という建学の精神に基づき、独自の教育手法による実学教育と、社会課題の解決をめざす実践教育を充実・強化させることを通じて、「社会が必要とする学園」であり続けることを目指している。

そのため学園の役員及び教職員は、その社会的使命と公共性を自覚し、学園業務の適正な運営及び本学園に対する社会的信頼を確保するよう努めなければならない。

このため、次の6つの分野について、役員及び教職員の行動規範として定める。

1. 法令等の遵守

学園の役員及び教職員は、法令及び学園の寄附行為その他の内部規程等を遵守する。

2. 人権の尊重

学園の役員及び教職員は、人権を尊重し、いかなる差別も生まない環境を整えるとともに、ハラスメントにより人間関係を損ない、人としての尊厳を傷つけるような不適切な言動は行わない。

3. 研究活動における倫理の遵守

学園の教職員は、研究等を遂行する上で、他者の知的財産権の侵害、捏造、改ざん、盗用等の不正行為は行わない。また、研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運用と管理に努める。

4. 個人情報の適正な取扱い

学園の役員及び教職員は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び法令に基づく指針等の基準を遵守して、個人情報を適切に取り扱う。

5. 情報セキュリティの徹底

学園の役員及び教職員は、情報倫理を遵守するとともに、適切なセキュリティ対策を行う。

6. 持続可能な発展をする社会への変革に貢献

学園の役員及び教職員は、SDGsの理念を尊重し、持続可能な発展をする社会への変革に貢献する。